

令和2年9月11日

オランダから輸出される種子の輸入検査における *Potato spindle tuber viroid* を対象とした緊急の暫定措置の実施について（一部改正）

1. 経緯

- (1) 検疫有害植物である *Potato spindle tuber viroid (PSTVd)* については、その発生国からの宿主植物の輸入に当たり、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の2の24項に基づき、輸出国において核酸の塩基配列を検出するため適切と認められる方法による検査を行い、当該病害に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求。
- (2) 本年1月、輸入されたオランダ仕出し中国産とうがらし種子を植物防疫所で検定したところ、PSTVdを検出。なお、添付されていたオランダ側が発行した検査証明書には、本病害に係る追記がされていた。
- (3) 本年8月、オランダ側から、本事例に対する原因究明及び改善措置の実施についての報告。
- (4) 当該報告を受け、検疫有害植物の侵入防止の徹底を図ることを目的に、同国側で改善措置が適切に実施されていることを確認するため、輸入検査時に植物防疫所で暫定的に以下の対応を行うこととする。

2. 緊急の暫定措置

緊急の暫定措置として、検査証明書に所定の追記がされている場合であっても、輸入検査において以下の対応を実施。

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、規則別表2の2の24項に掲げる種子（トマトを除く。）であって、オランダにおいて当該別表で規定された検疫措置が実施されたもの

(2) 対応を行う期間

令和2年9月11日から令和3年1月1日までの間

(3) 対応の内容

- ① 検査証明書に添付されたPSTVdに係る検定結果の記録の確認
- ② ①の確認ができない場合、400粒についてPSTVdを対象とした遺伝子検定の実施